

水道料金制度（水準・体系）の見直し②



いわき市水道局



Ⅰ 特殊な用途の水量料金の見直し

- ・本市の水道料金には、一般用のほか、
特殊な用途（浴場用、船舶用、私設消火栓消防演習用）を定めています。
- ・特殊な用途による収入は、水道料金収入全体の0.15%程度を占めています。

(1) 水道料金のしくみ

(4) 私設消火栓消防演習用水量料金

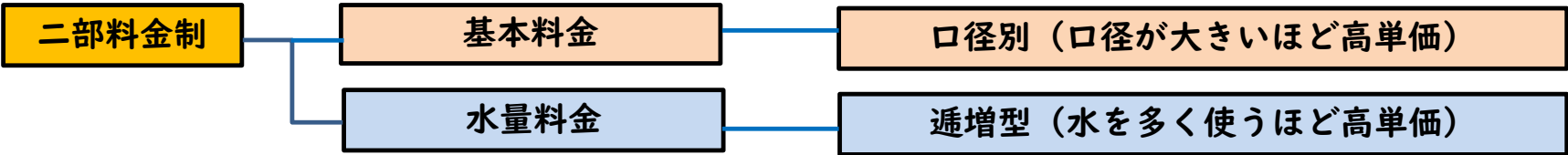
(2) 浴場用水量料金

(5) 「臨時用」水量料金の新設

(3) 船舶用水量料金

(1) 本市の水道料金のしくみ

≪水道料金の体系（二部料金制）≫



≪現行の水道料金表（税込）≫

		1月あたり		
口径	基本料金	水量料金		1㎡につき
13mm	1,188円	一般用	第1段階: 1㎡~10㎡まで	82.5円
20mm	2,376円		第2段階: 11㎡~20㎡まで	171.6円
25mm	4,400円		第3段階: 21㎡~50㎡まで	213.4円
30mm	8,360円		第4段階: 51㎡~100㎡まで	238.7円
40mm	12,980円		第5段階: 101㎡以上	260.7円
50mm	23,760円	浴場用	1㎡~500㎡まで	66.0円
75mm	63,800円		501㎡以上	137.5円
100mm	126,500円			
150mm	353,100円	船舶用	(区分なし)	260.7円
200mm	469,700円		私設消火栓消防演習用（10分あたり）	2,387.0円

（基本料金なし）

今回詳しく説明します。

(2) 浴場用水量料金について

(ア) 概要

- ・浴場用水量料金については、公衆浴場に使用する事業所向けの料金設定です。
公衆浴場は、地域住民の日常生活上必要なものとして利用される施設であり、生活水の延長であるという観点から、低単価の料金としてきました。

浴場用の適用要件：①一般公衆のため浴場営業に使用するもの

②組合団体等がもっぱら入湯料の徴収によって経営する浴場に使用するもの
給水条例施行規程第27条より

- ・平成12年度改定・平成19年度改定時においては、福島県公衆浴場法施行条例等により入浴料金が定められている事業所があったことなど厳しい経営状況に配慮し、料金を据え置いてきました。
(※基本料金は口径に応じて徴収しています。)

(イ) 適用事業所数：2事業所（さはこの湯公衆浴場・上の湯公衆浴場）

(ウ) 実績（令和7年度）

区分	内容
使用水量	22,068m ³
水量料金収入（税抜）	2,072千円



さはこの湯公衆浴場

(2) 浴場用水量料金について



(エ) 料金改定の考え方

- ・現在、福島県公衆浴場法施行条例等により定められた入浴料金で営業している事業所はないため、料金負担の公平性の観点から、料金改定を実施します。
- ・浴場用水量料金単価は、第1段階・第2段階の2段階の設定であり、平成11年度まで一般用水量料金単価の第1段階・第2段階と同率改定としてきた経緯を踏まえ、一般用と同率改定とします。

(税込)

水量料金区分		現行	改定案	差額	改定率
浴場用	1 m ³ ～500 m ³ まで	66.0円	78.1円	+12.1円	+18.6%
	501 m ³ 以上	137.5円	161.7円	+24.2円	+17.6%

※改定率:改定案の単価を算出するにあたり、
現行の単価に乗じた率を表示

※1 m³あたり

(オ) 収益の試算 (税抜) 【R9からR13までの5年間の合計】

区分	現行の収益A	改定案の収益B	差額B-A
水量料金	9,599千円	11,304千円	1,705千円

(3) 船舶用水量料金について

(ア) 概要

- ・ 船舶用水量料金については、港湾管理者である福島県との一括契約により小名浜港で貨物船などの船舶に給水するための料金設定です。
- ・ 船舶用水量料金単価は、一般用の第5段階と同じ最高単価としています。
(※基本料金は徴収していません。)

(イ) 適用事業所数： 1 事業所（福島県小名浜港湾建設事務所）

(ウ) 実績（令和7年度）

区分	内容
使用水量	39,067 m ³
水量料金収入（税抜）	9,258 千円



(3) 船舶用水量料金について

(エ) 料金改定の考え方

- ・これまでの考え方を継続し、一般用の第5段階の単価と同じ最高単価と同額とする料金とします。

(税込)

水量料金区分	現行	改定案	差額	改定率
船舶用(1 m ³ ～)	260.7円	299.2円	+38.5円	+14.6%

※1 m³あたり

※改定率:改定案の単価を算出するにあたり、
現行の単価に乗じた率を表示

(オ) 収益の試算(税抜) 【R9からR13までの5年間の合計】

区分	現行の収益A	改定案の収益B	差額B-A
水量料金収入	47,540千円	54,560千円	7,020千円

(4) 私設消火栓消防演習用水量料金について

(ア) 概要

- ・私設消火栓消防演習用水量料金については、消防演習のため私設消火栓を使用する場合の料金設定です。
- ・私設消火栓消防演習用水量料金単価は、災害防止の観点から料金原価（※）により算出しています。

※料金原価：1 m³あたりの料金原価：217円（H19改定時）⇒10分あたり2,170円

算出内訳 総括原価 34,987,808,000 (円)
算定期間内の有収水量 161,055,433 (m³) ÷ 217円（消費税は含まない）

（※基本料金は徴収していません。）

(イ) 件数：1件（内郷消防署が実施している消防訓練）

(ウ) 実績（令和6年度）※令和7年度実績なし

区分	内容
使用時間	50分間
水量料金	0円（料金11,935円を全額免除）



消防訓練の様子

(4) 私設消火栓消防演習用水量料金について



(エ) 料金改定の考え方

- ・これまでの考え方を継続し、料金原価による料金設定とします。

料金原価：272円 ⇒ 10分あたり2,720円

※料金原価（試算）：1 m³あたりの料金原価：272円

算出内訳 $\frac{\text{総括原価}}{\text{算定期間内の有収水量}} = \frac{41,748,656,000 \text{ (円)}}{153,685,357 \text{ (m}^3\text{)}} \div 272 \text{円 (消費税は含まない)}$

水量料金区分	現行	改定案	差額	改定率
私設消火栓消防演習用	2,387円	2,992円	+605円	+25.3%
【参考】（税抜）	(2,170円)	(2,720円)	(+550円)	+25.3%

※1栓10分につき

(オ) 収益の試算

公的な消防訓練である場合には、料金を全額免除することとします。

(5) 水量料金における「臨時用」区分新設について



(ア) 概要

- ・水量料金として「一般用」、「浴場用」、「船舶用」、「私設消火栓消防演習用」という区分はあるものの、他市においてみられる「臨時用」の区分はありません。
- ・工事やイベントなどにより、大量に臨時の給水が必要となる場合に、水道水を有効活用し、経営の一助となるよう水量料金に「臨時用」の区分を新設するものです。

(イ) 料金設定の考え方

- ・現に水道を使用している給水契約者より安価とならないことを前提に、料金を設定します。

- | | |
|--------|---|
| ○ 基本料金 | 設定しない。 |
| ○ 水量料金 | 一般用の水量料金の第5段階（最高単価）と同額とする。 |
| | 【現 行】 1 m^3 (1,000L) あたり $237\text{円} \times 1.1$ (消費税) = <u>260.7円</u> |
| | 【改定案】 1 m^3 (1,000L) あたり $272\text{円} \times 1.1$ (消費税) = <u>299.2円</u> (≒0.3円/1ℓ) |

(ウ) 給水申込先 水道局営業課

(エ) 給水場所 水道局本庁舎、南部工事事務所

(オ) 開始時期(予定) 令和9年1月予定（4月請求分から新料金）

2 次期料金改定のまとめ



(1) 次期料金改定の考え方

(2) 料金水準の設定～経営の安定性～

(3) 料金体系の設定

①基本料金と水量料金の割合の見直し

②水量料金の逡増制の見直し

(4) 水道料金制度の見直し案

(5) 料金制度（水準と体系）の見直し

(6) 水道料金表（改定案）

(7) 影響シミュレーション

(1) 次期料金改定の考え方

【前回資料】



経営の安定性

今後も想定される人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって、市民に安全で安心な水道水をお届けすることができるよう、**水道施設などの更新や災害対策が促進され、かつ安定的な経営が実現**できる料金とします。

料金の公平性と 一般家庭への 負担配慮

料金改定による市民の負担増を可能な限り抑えるとともに、日常生活に必要不可欠な水道水を、市民に安心して利用いただけるよう、現行の料金体系における**一般家庭への負担配慮**の考え方を継続します。また、**利用者間の負担の公平性**に十分配慮します。

体系のあり方

固定費と変動費の割合を踏まえ、将来を見据えた料金体系へ徐々に変更していくなど、**現行制度からの激変を避け、料金制度全般について緩やかな見直しを実施**していきます。

【概要】 料金改定の検討順序

【前回資料】



次の料金改定の手順は次のとおりです。

料金水準の設定

総括原価に基づき、料金収入の総額を決めます。
料金算定期間：令和9年度～令和13年度（5年間）

収入総額に注目！

基本 料金	水量 料金
----------	----------



料金体系の設定

①基本料金と水量料金の割合の見直し

現行の基本料金の割合を踏まえ、引き上げるかどうかを決めます。

基本料金に注目！

基本 料金	水量 料金
----------	----------



料金体系の設定

②水量料金の逡増制の見直し

料金収入の総額から引上げ後の基本料金収入を差し引いた額（＝水量料金分）について、現在の逡増度を引き下げるかどうかを決めます（主に、第1段階単価と第5段階単価の差の縮小）。

水量料金に注目！

基本 料金	水量 料金
----------	----------

(2) 料金水準の設定

【前回資料】



① 料金水準の設定

算定期間	5 か年間（令和 9 年度から令和 13 年度まで）
不足額	60.6 億円

② 改定案

目的	・ 経営の安定化を図り、利益の確保する。（収益的収支の黒字） ・ 施設更新費用や非常時の運転資金を確保する。（資金残高の確保） ・ 将来世代に負担を先送りしない。（借入金に関する現行方針の継続）
----	---

区分	平均 改定率	考 え 方			
		水道事業(水道局)			市民(利用者)
		経営の安定性			使用者の負担
		純利益の計	資金残高(※)	借入金残高(※)	水道料金
改定案	17%	13.8億円	29億円	293億円	生活用水使用者に 配慮する

※ 資金残高・借入金残高は、令和13年度末の値

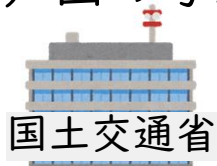
(2) 料金水準の設定～経営の安定性について～

【前回資料】



① 純利益について

(ア) 国の考え方



・水道法（H30改正）や水道料金算定要領等において、水道料金の設定の基礎には、資産維持費（純利益（黒字）＝施設の更新費用）を含める必要がある。

(イ) 本市水道局の考え方

安全で安心な水を24時間365日送り届けられるよう、経営の安定化を図り、将来の施設更新に備え、純利益を確保します。

・純利益の最新見通し

令和8年度以降赤字となる見込み

⇒赤字となった場合、補てん財源に資金を積み立てることができないため、施設の更新に影響します。

【純利益の目標】

計画期間内の毎年度の黒字化（純利益の確保）

(2) 料金水準の設定～経営の安定性について～

【前回資料】



② 資金残高（補てん財源残高）について

(ア) 国の考え方



- ・世代間負担の公平と経営健全化維持の双方の観点から、一定程度の自己資金を確保することが望まれること。
- ・料金等の額を決定する場合には、この点についても勘案し、適正な率の事業報酬（資産維持費の意）を含ませることが適当であること。

※公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）

(イ) 本市水道局の考え方

資金残高（補てん財源残高）については、将来の施設更新に備えるとともに、非常時の運転資金として確保します。

・資金残高の最新見通し

令和12年度以降の資金残高不足となる見込み

⇒資金不足になりそうな場合、事業費を減らすか、借入金を増やすか、水道料金を値上げするか、になります。

【計画期間最終年度における資金残高の目標】

施設の更新費用や災害対応の財源、非常時の運転資金として一定額を確保

(2) 料金水準の設定～経営の安定性について～

【前回資料】



③ 借入金残高について

(ア) 国の考え方



「将来世代に過重な負担を強いることがないように、残高や毎年度の償還額等を踏まえて、適切な水準とすべきであること。」 ※公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）

(イ) 本市水道局の考え方

水道事業を次世代に健全な姿で引き継いでいくため、新たな借入金を抑制し、負担を先送りしない。⇒借入金残高の上限400億円とする現行方針の継続

- ・ 企業債管理方針（借入条件等の考え方を記したもの）
 - 企業債残高（借入金残高）は400億円を上限とする
 - 建設改良費への借入金充当率は40%を上限とする
 - 企業債残高対給水収益比率は450%を上限とする（※企業債残高÷給水収益）

【借入金の目標】

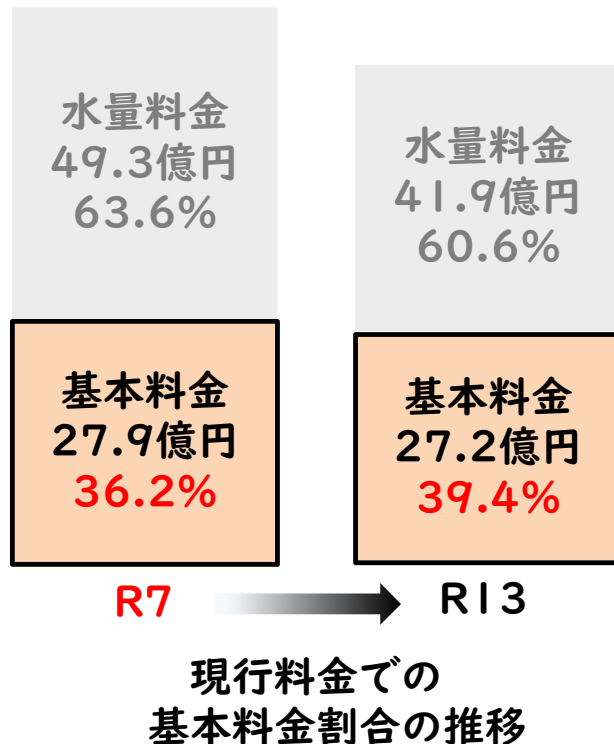
現行方針の継続

- ・ 企業債残高見込み（R13末）：約293億円
- ・ 建設改良費への借入金充当率：35%
- ・ 企業債残高対給水収益比率（R13末）：362.5%

(3) 料金体系の設定 ①基本料金と水量料金の割合の見直し 【前回資料に一部加筆】



～基本料金の割合の引上げ～



目的	固定費は、基本料金で回収するという原則に近づけます。水量減少に影響されにくします(共通目的)。
方法	現状の基本料金の割合(36.2%)を踏まえ、引き上げるかどうか、その割合の目標をどうするか検討します。(他市の状況なども活用)
論点	基本料金の割合は、現在のままでも年々高まっている中、今後も高まる推計(R13:39.4%)をどう捉えていくのか。
留意点	急激な負担割合の変更は、理解を得にくい。
改定の方向性	水需要の減少に影響されにくい体系に徐々に変更していくため、基本料金の割合を引き上げます。
改定案	基本料金の改定率を「平均改定率+1%」とします。

※R7の基本料金は、水道料金負担軽減事業の免除額4.5億円を加えた額で計算

(3) ②水量料金の逓増制の見直し

【前回資料に一部加筆】



～逓増度の緩和（第1段階単価と第5段階単価の差の縮小）～

水量料金 第3段階～ 第5段階	水量料金 第3段階～ 第5段階
水量料金 第1段階 第2段階	水量料金 第1段階 第2段階
基本料金	基本料金
逓増度見直し 前	逓増度見直し 後

目的	使用量に応じた公平負担という原則に近づけます。 水量減少に影響されにくくする（共通目的）
方法	現状の逓増度3.16※を踏まえ、引き下げるかどうかを検討します。（他市の状況なども活用） ※ 第5段階260.7円÷第1段階82.5円＝3.16
論点	生活用水使用者（安価な水の提供）と大口需要者（高単価の水の提供）との負担バランスをどう捉えるのか。
留意点	逓増度の大幅な引き下げは、生活用水使用者の負担増となり、理解を得にくい。
改定の方向性	水需要の減少に影響されにくい体系に徐々に変更していくため、逓増度を緩和します。
改定案	水量料金の各段階の改定率に傾斜をかけます。 第1段階：18.6% 第2段階：17.6% 第3段階：16.6% 第4段階：15.6% 第5段階：14.6%

(4) 水道料金制度の見直し案



1か月あたり水道料金（税込）

基本料金			水量料金			
18%	口径	改定案		使用水量	改定案	単価の改定率
17% 平均改定率 基本料金の改定率 (平均改定率より高く)	13mm	1,397円	16.6% 水量料金の改定率 (平均改定率より低く)	1m³~10m³まで	97.9円	↑ 18.6%
	20mm	2,794円		11m³~20m³まで	201.3円	↑ 17.6%
	25mm	5,192円		21m³~50m³まで	248.6円	↑ 16.6%
	30mm	9,856円		51m³~100m³まで	276.1円	↑ 15.6%
	40mm	15,312円		101m³以上	299.2円	↑ 14.6%
	50mm	28,028円		③水量料金の逓増制の見直し =低単価の改定率を高めにし、 高単価の改定率を低めにする		
	75mm	75,284円				
	100mm	149,270円				
	150mm	416,658円				
	200mm	554,246円				

②基本料金と水量料金の割合の見直し

①料金水準の見直し = 平均改定率 17%

※過去の平均改定率の推移（平成以降）
 H7：26% H12：13.16% H19：9.82%

(5) 料金制度（水準と体系）の見直し



改定案（制度全体）

算定期間

令和9年度から令和13年度までの5か年間

平均改定率

17%

改定案

基本料金

全口径+18%改定

水量料金
（一般用）

第1段階単価+18.6%改定、第2段階単価+17.6%改定、
第3段階単価+16.6%改定、第4段階単価+15.6%改定、
第5段階単価+14.6%改定

料金体系

基本料金：水量料金（R13末）=39.7%：60.3% 逦増度 3.06

料金制度見直しの
ポイント

- ・ 水需要の減少に影響されにくい料金体系を目指し、基本料金の割合を引上げ、水量料金の逦増度を緩和する。
- ・ 経営の健全化を図り、施設の更新費用を確保するとともに、負担は将来世代に先送りしない。

(5) 料金制度（水準と体系）の見直し



改定案

水量料金(特殊用)

	単価の改定率	見直しポイント
浴場用の水量料金	第1段階単価：+18.6% 第2段階単価：+17.6%	平成11年度までの制度設計等を踏まえ、一般用と同率改定とします。
船舶用の水量料金	単価：+14.6%	これまでの考え方を継続し、一般用の改定後第5段階の単価（最高単価）を適用します。
私設消火栓消防 演習用の水量料金	1基・10分当たり単価 ：+25.3%	これまでの考え方を継続し、改定後の料金原価（1m ³ あたりの水道料金）を基礎として計算します。
臨時用の水量料金	一般用の水量料金の 第5段階と同額	水道水を有効活用し、経営の一助となるよう料金区分を新設します。

(6) 水道料金表(改定案)



《現行料金と改定案の比較(税込)》 ※1月あたり

基 本 料 金					水 量 料 金							
口 径	現 行 (円) ①	改定案 (円) ②	差額 (円) ②-①	改定率			現 行 (円) ①	改定案 (円) ②	差額 (円) ②-①	改定率		
13mm	1,188	1,397	209	18%	一 般 用	1 ～ 10㎡まで		82.5	97.9	15.4	18.6%	
20mm	2,376	2,794	418			11～ 20㎡まで		171.6	201.3	29.7	17.6%	
25mm	4,400	5,192	792			21～ 50㎡まで		213.4	248.6	35.2	16.6%	
30mm	8,360	9,856	1,496			51～ 100㎡まで		238.7	276.1	37.4	15.6%	
40mm	12,980	15,312	2,332			101㎡以上		260.7	299.2	38.5	14.6%	
50mm	23,760	28,028	4,268		特 殊 用	浴 場 用	1～ 500㎡まで		66.0	78.1	12.1	18.6%
75mm	63,800	75,284	11,484				501㎡以上		137.5	161.7	24.2	17.6%
100mm	126,500	149,270	22,770			船 舶 用		260.7	299.2	38.5	14.6%	
150mm	353,100	416,658	63,558			臨 時 用		-	299.2	-	(新設)	
200mm	469,700	554,246	84,546			私設消火栓消防演習用		2,387	2,992	605	25.3%	

※私設消火栓消防演習用は、1栓10分あたりの単価

(7)①料金改定による「全口径」影響シミュレーション（1か月分・消費税込み）



口径別の料金シミュレーション ※使用水量は、R7の口径ごと平均使用水量

口 径	使用水量	現行料金①	改定案料金②	差額②-①	値上率
13mm	13m ³	2,527円	2,979円	452円	17.9%
20mm	20m ³	4,917円	5,786円	869円	17.7%
25mm	42m ³	11,635円	13,653円	2,018円	17.3%
30mm	91m ³	27,089円	31,626円	4,537円	16.7%
40mm	163m ³	50,282円	58,416円	8,134円	16.2%
50mm	425m ³	129,365円	149,523円	20,158円	15.6%
75mm	1,022m ³	325,043円	375,401円	50,358円	15.5%
100mm	2,635m ³	808,252円	931,997円	123,745円	15.3%
150mm	3,993m ³	1,388,883円	1,605,698円	216,815円	15.6%
200mm	6,614m ³	2,188,777円	2,527,489円	338,712円	15.5%

※利用者の口径や水量によって、改定差額や値上率は異なります。

(7)②料金改定による影響シミュレーション（1か月分・消費税込み）

【前回資料】



使用口径	13mm（一般家庭）			40mm	100mm
使用水量	7m ³	13m ³	20m ³	163m ³	2,635m ³
イメージ	 (単身世帯)	 (2人世帯)	 (4人世帯)	 (店舗等)	 (工場等)
現行水道料金	1,765円	2,527円	3,729円	50,282円	808,252円
改定案水道料金	2,082円	2,979円	4,389円	58,416円	931,997円
改定差額	+317円	+452円	+660円	+8,134円	+123,745円
値上率	+18.0%	+17.9%	+17.7%	+16.2%	+15.3%

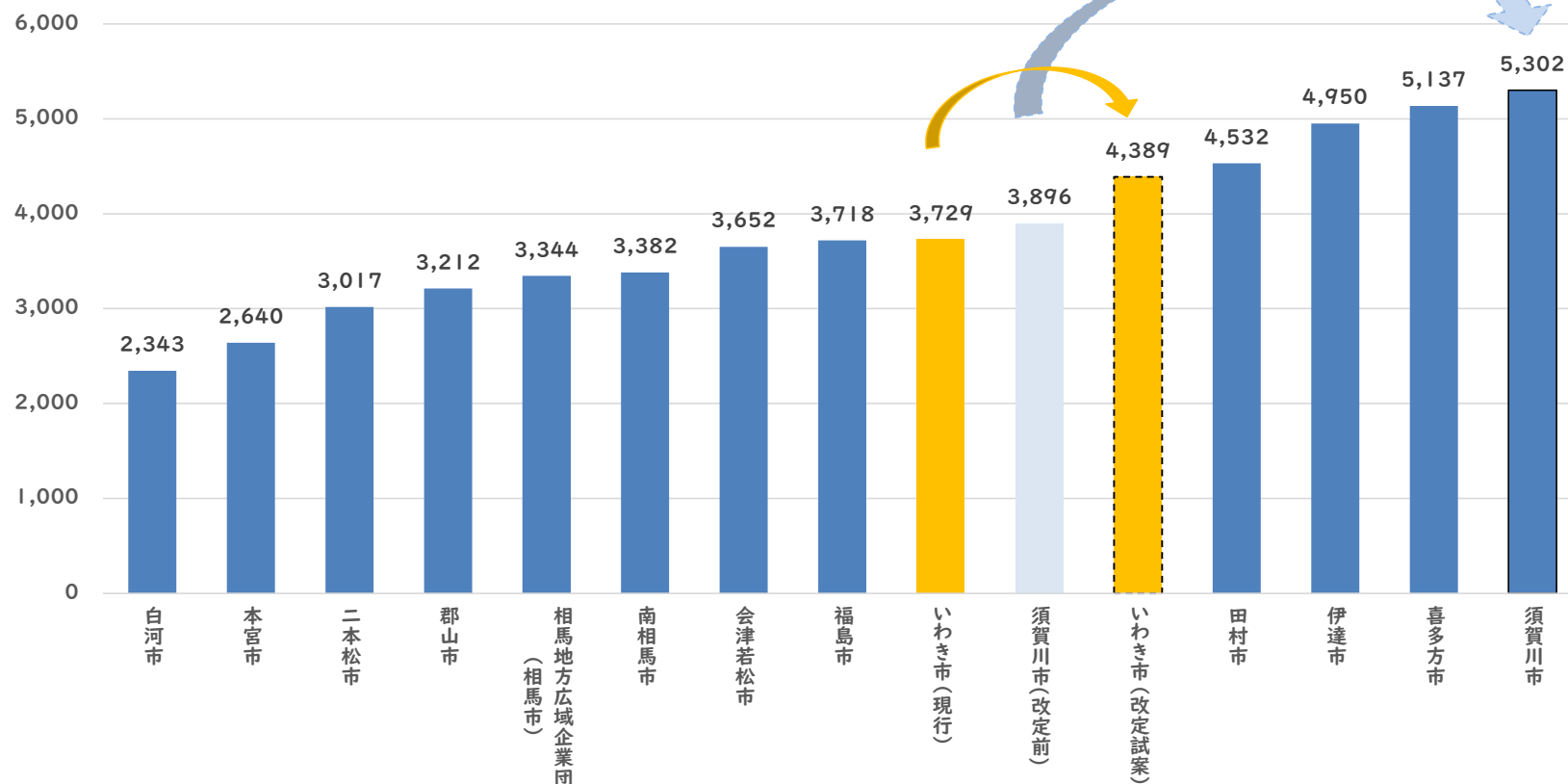
※利用者の口径や水量によって、改定差額や値上率は異なります。

【参考】水道料金（１か月分・消費税込み）の県内１３市比較

【前回資料】



口径13mm、使用水量20m³の場合の水道料金について、県内の自治体と比較したものです。
いわき市の水道料金は、現在、安いほうから第9位であり、料金改定による順位変動はない見込みです。
なお、口径や使用水量により順位は変わります。



単位：円
(R8.10.1見込)

※須賀川市は、R8.10から平均改定率29%とする案を6月市議会で可決しました。

口径13mm、使用水量20m³の場合の１か月あたりの水道料金比較

【参考】県内主要市の施設・管路等の状況

区分	いわき市	福島市	郡山市	会津若松市
給水人口	307,848人	263,714人	307,238人	107,140人
給水区域面積	466km ²	273km ²	293km ²	137km ²
浄水場	11施設	2施設	4施設	4施設
配水池	135施設	35施設	25施設	23施設
配水管延長	2,250km	1,585km	1,821km	810km

出典：他市は令和6年度経営比較分析表・企業年鑑



いわき市は、他市と比べて
給水面積が広いため、
**施設数も多く管路延長も
長いんだね**

施設や管路は、長期にわたって使用
するために**適切な維持・管理**を行う
必要があるんだ。
老朽化が進んだ施設や管路は、
**大規模災害に備えて、更新するなど、
強靱化を図ることも大事だよ。**



料金改定案のまとめ



1 料金水準の設定

水道料金算定期間を「水みらいビジョン2031」の後期にあたる令和9年度から令和13年度の5年間とした場合、現行料金水準では、60.6億円の収入不足が見込まれます。

このため、現行料金水準から**平均改定率17%で引き上げる**ことにより、収入不足が解消され、収益的収支の毎年度黒字化が図られます。

2 料金体系の設定

(1)料金制度全般について

- ・現行制度からの激変を避け、**料金制度全般について緩やかな見直しを実施していきます。**

(2)基本料金について

- ・水需要の減少に影響されにくい体系とするため、**基本料金の割合を引き上げます。**
- ・単身世帯など少量使用者への負担増とのバランスに配慮する必要があります。

(3)①水量料金（一般用）について

- ・水需要の減少に影響されにくい体系とするため、**逓増制の見直しを行います。**
- ・生活用水使用者への負担増とのバランスに配慮する必要があります。

②水量料金（特殊用）について（今回）

- ・これまでの料金改定の考え方を継続して料金の見直しを行います。
- ・工事、イベントなどの臨時給水に対応する「臨時用」の区分を新設します。

3 本日の審議内容を踏まえ、次回審議会としての答申案をまとめます。

今後のスケジュール(予定)

(1) 第20次水道事業経営審議会の開催予定

開催回	開催月日	審議内容	具体的な項目
第1回	R8.1.29	水道料金に関する前提条件の確認	財政計画の見通し・料金収入の推計
第2回	R8.3.19	水道料金体系の検証	料金体系の見直し
第3回	R8.7.2	経営効率化の取組・水道料金制度の見直し①	経営効率化の効果額・平均改定率 使用者ごとの値上率
第4回	R8.7.16	水道料金制度の見直し② (特殊な用途・料金表(案))	平均改定率・使用者ごとの値上率 料金表(案)
第5回	R8.8.20	R7事業評価・答申案の審議	答申書の確認など
答申	R8.9.30	市長への答申	水道料金水準等の見直し

(2) 答申後の予定

時期	内容
	今後、市議会へ給水条例改正案を提案
R9.4~	4月請求分(1月~3月使用分)から新料金

いわき水みらいビジョン2031 前期の取組



(1) 最適で災害に強い水道システムの構築(事業評価に記載した代表的なもの)



可搬型発電機

田部(たなべ)ポンプ場 停電対策(R4)

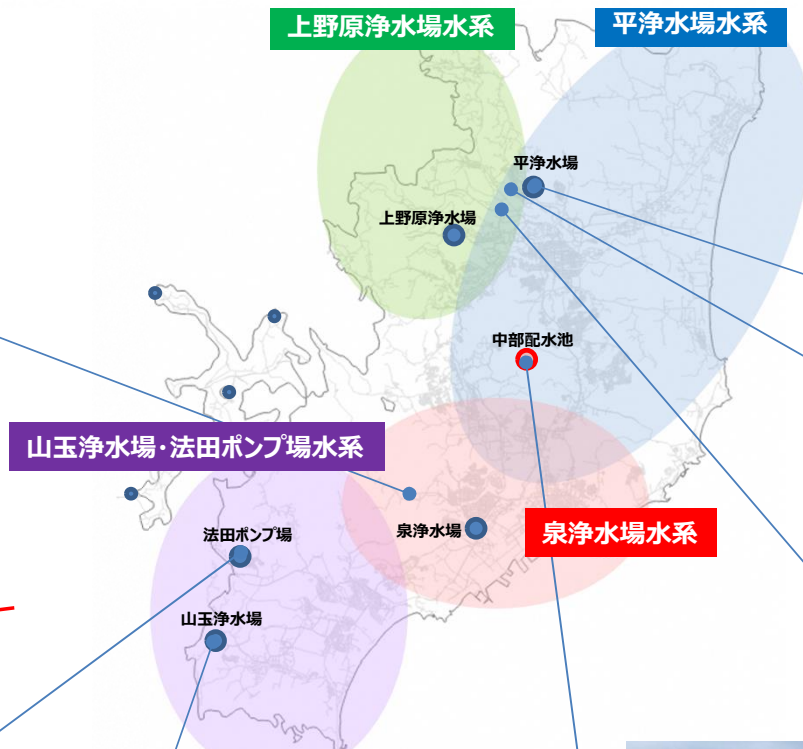


止水壁

法田ポンプ場 浸水対策(R5)



移動電源車 配備(R5)



平浄水場 浸水対策(R5~R7)



好間ポンプ場 浸水対策(R6)



下平窪取水場 浸水対策(R4)



山玉浄水場 停電対策(R8竣工予定)



中部配水池の建設様子(R10竣工予定)



老朽管更新工事 市内各所にて

(2) 経営効率化の取組の効果額

令和4年度から令和7年度における効果額は合計で**約51.0億円**となっており、
今後もビジョンに位置づけた経営効率化の取組を着実に実施してまいります。

(単位：千円)

経営効率化の取組	事業名	R4～5実績	R6実績	R7実績	R4-R7 累計
水道施設の 適正化・ 効率化の取組	No.15 水道施設のダウンサイジングの検討	2,823,220	545,158	464,456	3,832,834
	No.16 水道施設の効率的な運用	23,224	34,783	34,791	92,798
	No.38 漏水防止対策事業	0	43,543	62,350	105,893
	計	2,846,444	623,484	561,597	4,031,525
水道施設の 更新需要等 経費節減の取組	(No.15 水道施設のダウンサイジングの検討(再掲))	(2,823,220)	(545,158)	(464,456)	(3,832,834)
	No.36 水道施設長寿命化計画の推進	0	28,567	18,700	47,267
	計	0	28,567	18,700	47,267
財源確保及び 業務改善の取組	No.47 企業債管理の適正化	0	10,532	0	10,532
	No.49 財政支援等の要望と新たな財源確保の推進	121,036	251,713	490,797	863,546
	No.51 業務改善の推進	39,874	55,629	49,873	145,376
	No.53 ICT活用による業務の効率化の検討	946	1,145	1,195	3,286
	計	161,856	319,019	541,865	1,022,740
効率的な組織 体制構築の取組	No.44 職員教育の充実と求められる技術力の確保	777	891	846	2,514
	計	777	891	846	2,514
合 計		3,009,077	971,961	1,123,008	5,104,046

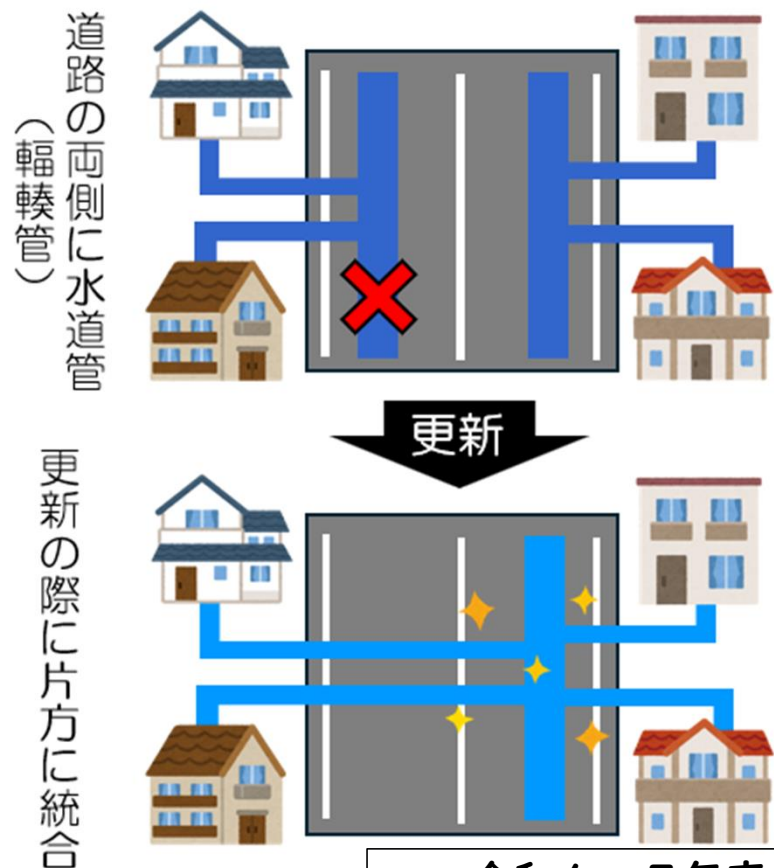
「No.1 5水道施設のダウンサイジングの検討」における効果額の内訳

項目名	対象年度	計画 縮減額	R7実績	累計 縮減額	執行率
1.水道施設の統廃合による縮減額		270億円	1億円	28.5億円	10.6%
(1) バックアップを考慮した施設の統廃合による縮減額	R12~R33	32億円	—	—	0.0%
(2) 水系変更等を実施した施設の廃止による縮減額	R3~R56	40億円	—	14.8億円	37.0%
(3) 統廃合等に伴う路線の廃止による縮減額	R3~R49	115億円	—	10.9億円	9.5%
(4) 輻輳管統合による縮減額	R4~R53	83億円	1.0億円	2.8億円	3.4%
2.水道施設の適正化による縮減額		452億円	3.6億円	9.8億円	2.2%
(1) 浄水場の適正化による縮減額	R24~R53	81億円	—	—	0.0%
(2) 配水施設及び管路の適正化による縮減額	R4~	371億円	3.6億円	9.8億円	2.6%
縮減額合計		722億円	4.6億円	38.3億円	5.3%

「No.1 5 水道施設のダウンサイジングの検討」の取組内容

【輻輳管統合による縮減額】

1つの路線に複数の管路が埋設されている場合に、更新に合わせて一本化

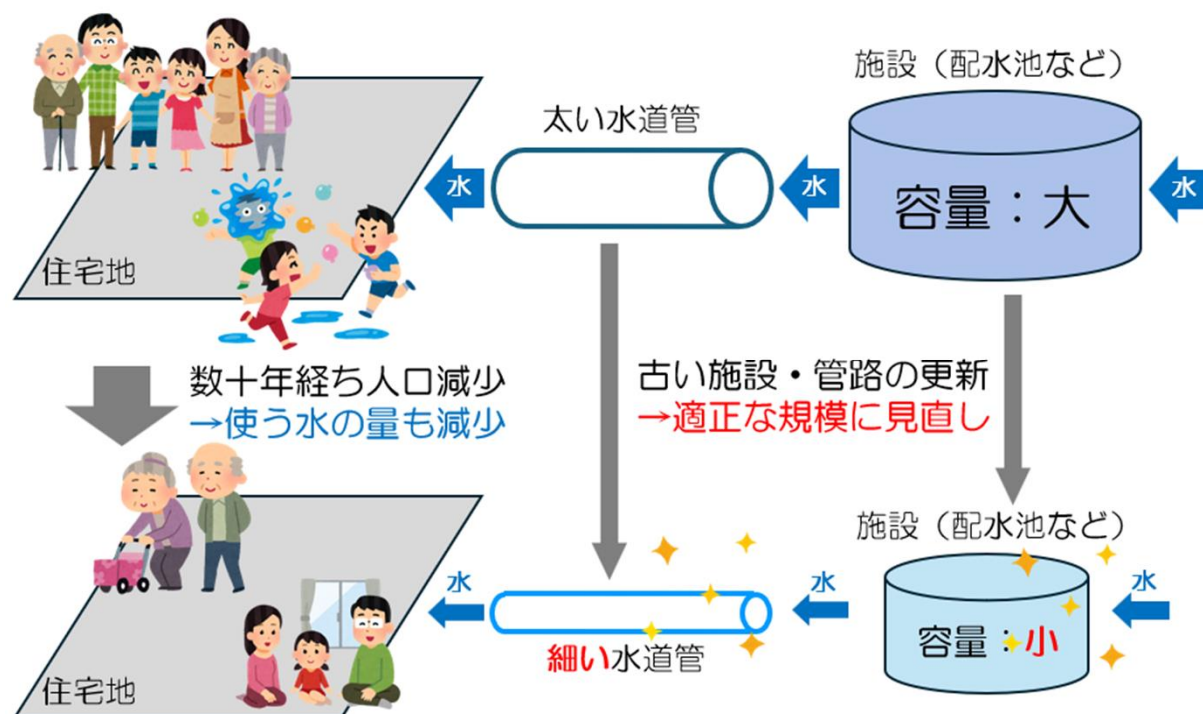


更新費用を削減

令和4～7年度
累計効果額
2.8億円

【施設のダウンサイジング】

水道管の口径（太さ）を細くするなど、管路の適正化を実施



そのまま更新するより安く、
能力が無駄にならない

令和4～7年度
累計効果額
9.8億円